

各都道府県介護保険担当課（室）  
各保険者介護保険担当課（室） 御 中  
← 厚生労働省 老健局 老人保健課ほか

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間  
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行  
について

計5枚（本紙を除く）

Vol.208

平成23年5月27日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3949)  
FAX : 03-3595-4010

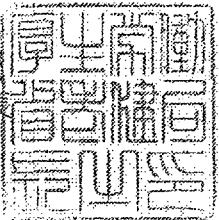


老発 0527 第3号

平成23年5月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間  
の特例に関する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例  
に関する省令（平成23年厚生労働省令第66号。以下「特例省令」という。）が、  
本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、責職においては、その旨御了知の  
上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1. 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町  
村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有  
効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）  
第33条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認  
定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）  
については、従来の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合  
算すること。

## (2) 当該措置の対象について（第2項関係）

当該措置は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

## 2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

## 1 平成 23 年 5 月 27 日 金曜日 官報 第 5563 号

- 〔省令〕
- 除籍の一部が滅失した件  
(法務二六六、二六七)
  - 不動産登記規則第三十六条第一項第一号等の規定に基づき登記所を指定する件 (同二六八)
  - 日本国に帰化を許可する件  
(同二六九)
  - 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件  
の一部を改正する件
  - 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令 (法務一九)
  - 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同六六)
  - 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令 (同六六)

- 〔告示〕
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件 (同一)
  - 中小企業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件 (同一)
  - 農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の農林水産大臣が定める利率を定める件 (同二〇六三)
  - 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同二〇六四)
  - 農業近代化資金金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同二〇六五)
  - 道路交通法第一百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件 (国家公安委一三)
  - 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 (総務一九六)
  - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 (政治資金適正化委三〇)
  - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 (同二一)

- 〔国会事項〕
- 船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件 (同五五〇～五五二)
- 〔人事異動〕
- |       |        |   |   |     |
|-------|--------|---|---|-----|
| 外務省   | 〔皇室事項〕 | 九 | 九 | 官 告 |
| 経済産業省 |        | 九 | 九 | 諸事項 |
| 三重県   |        | 九 | 九 |     |
| 山口県   |        | 九 | 九 |     |
- 〔官廳報告〕
- |       |        |       |     |
|-------|--------|-------|-----|
| 外務省   | 〔皇室事項〕 | 外 務 省 | 官 告 |
| 経済産業省 |        | 九     | 九   |
| 三重県   |        | 九     | 九   |
| 山口県   |        | 九     | 九   |

- 〔裁判所〕
- |                |        |     |
|----------------|--------|-----|
| 裁判所            | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 独立行政法人都市再生機構関係 |        | 一〇  |
| 地方公共団体         |        | 九   |
| 公債償還 (東京都区) 関係 |        | 九   |
| 会社その他          |        | 九   |
- 〔公債償還 (東京都区) 関係〕
- |                |        |     |
|----------------|--------|-----|
| 公債償還 (東京都区) 関係 | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 会社その他          |        | 一〇  |
- 〔再生関係〕
- |       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 再生関係  | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 特殊法人等 |        | 一〇  |
- 〔相続、失踪、破産、免責、特別清算、
- 〔裁判所〕
- |                |        |     |
|----------------|--------|-----|
| 裁判所            | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 公債償還 (東京都区) 関係 |        | 一〇  |
| 会社その他          |        | 一〇  |

- 〔争議行為の通知の公表について (原生労働省)〕
- 〔官廳報告〕
- |       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 官廳報告  | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 外務省   |        | 一〇  |
| 経済産業省 |        | 九   |
| 三重県   |        | 九   |
| 山口県   |        | 九   |

- 〔争議行為の通知の公表について (原生労働省)〕
- 〔官廳報告〕
- |       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 官廳報告  | 〔官廳報告〕 | 官 告 |
| 外務省   |        | 一〇  |
| 経済産業省 |        | 九   |
| 三重県   |        | 九   |
| 山口県   |        | 九   |

平成23年5月27日 金曜日 官報

第5563号

2

省

令

○

厚生労働省令第六十五号  
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、○法務省令第十九号  
法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第一項、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第七条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、商業登記法(昭和三十八年法律第五十号)第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十条第二項並びに人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十一号)

平成二十三年五月二十七日

薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十一号)

厚生労働大臣 細川 律夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(平成二十三年五月二十七日)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年五月二十七日)

法務大臣 江田 五月  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十一号)の一部を改正する省令(平成二十三年五月二十七日)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年五月二十七日)

平成二十三年五月二十七日

薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年五月二十七日)

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項目管轄区域欄中「大仙市」を「横手市」に改める。

第一条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一項を第三項とし、第一項を第一項として次の第一項を加える。  
さいたま地方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十一条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、さいたま地方法務局で取り扱わせる。第十三条第一項中「明石支局」の下に「龍野支局、柏原支局」を加える。  
第二十九条中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に「及び」を「並びに」に改める。

第三十八条第一項中「及び湯沢支局」を「湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第三十九条を次のように改める。  
第三十条青森地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は青森地方法務局で取り扱わせる。

第三条 公証人定員規則(昭和二十四年法務府令第十号)の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「横手」を削る。

第四条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会組織規程(昭和二十四年法務府令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。  
さいたま地方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域

別表第一大宮人権擁護委員協議会の項を削る。

別表第一越谷人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。  
さいたま地方法務局越谷支局の戸籍及び公証に関する管轄区域この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
第一条中登記事務委任規則第一項の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定  
三年六月六日  
二 第一条中登記事務委任規則第三十九条の改正規定 平成二十三年六月二十二日

○厚生労働省令第六十六号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む)及び第二十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、東日本大震災に對処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。 平成二十三年五月二十七日 東日本大震災に對処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令
この省令は、公布の日から施行する。 平成二十三年五月二十一日
附則
この省令は、公布の日から施行する。 平成二十三年五月二十一日
附則

